

議案第 15 号

君津市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

君津市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

君津市勤労者総合福祉センターの会議室等の名称を変更するため、君津市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成 15 年君津市条例第 25 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

君津市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成15年君津市条例第25号）の一部を次のように改正する。

「

別表 1 専用使用の表中

会議室等	会議室
	特別会議室
	研修室
	教養文化室

を

」

「

多目的室1
多目的室2
多目的室3
教養文化室

に改める。

」

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

君津市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案				現 行			
別表（第11条第2項）				別表（第11条第2項）			
1 専用使用				1 専用使用			
区分	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで (ただし、日 曜日及び祝日 は午後7時ま で)	区分	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで (ただし、日 曜日及び祝日 は午後7時ま で)
<u>多目的室1</u>	1,040円	1,040円	1,040円	会 議 室 等	<u>会議室</u>	1,040円	1,040円
<u>多目的室2</u>	1,570円	1,570円	1,570円		<u>特別会議室</u>	1,570円	1,570円
<u>多目的室3</u>	2,090円	2,090円	2,090円		<u>研修室</u>	2,090円	2,090円
<u>教養文化室</u>	1,040円	1,040円	1,040円		<u>教養文化室</u>	1,040円	1,040円
フィットネススタジオ	2時間まで2,090円				フィットネススタジオ	2時間まで2,090円	
備考 省略				備考 省略			
2 個人使用 省略				2 個人使用 省略			